

千葉県宿泊事業者による感染防止対策等支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(以下「感染症」という。)

拡大の影響により旅行需要が落ち込んでいる中、宿泊事業者(旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項に規定する許可を受けた者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。以下同じ。)が実施する感染防止対策及び新たな需要に対応するための取組(以下「感染防止対策等」という。)を支援するため、宿泊事業者が千葉県(以下「県」という。)で営業する宿泊施設において実施する感染対策等に対して、千葉県宿泊事業者による感染防止対策等支援金(以下「支援金」という。)を交付する。

(対象事業者)

第2条 支援金の申請及び交付の対象となる宿泊事業者は、次に定める全ての要件を満たす者とする。

- 一 支援金の申請日より前に開業し、営業の実態があること。
- 二 支援金交付後においても営業を継続する意思があること。
- 三 宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン及び県からの要請に従っていること。
- 四 事業内容が公の秩序若しくは善良の風俗を害することとなるおそれがないこと。
- 五 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。

2 前項の規定にかかわらず、交付を受けようとする宿泊事業者(法人その他の団体にあつては、その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業者は、交付の対象とならない。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- 二 次のいずれかに該当する行為(イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は

反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)

- ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
- イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
- ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(暴力団密接関係者)

第3条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は、前条第2項第2号又は第3号に該当する者（宿泊事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。

(支援金交付額)

第4条 支援金は、予算の範囲内において、一宿泊施設当たり、別表に定めるところにより、感染防止対策等に要する経費の1/2以内の額（1,000円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額）を交付する。

なお、客室数及び従業員数は、令和2年5月14日を基準日とする。ただし、令和2年5月14日以降に開設した宿泊施設は、開設日を基準日とする。

(申請)

第5条 支援金を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、支援金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式で規定する申請書兼実施報告書に、誓約書その他知事が定める資料を添えて知事に提出しなければならない。

(交付)

第6条 知事は、申請者より前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは支援金を交付する。

2 知事は、前項の審査により、支援金の交付を決定したときは、その旨を別記第2号様式により当該申請者に通知する。

3 知事は、第2項の通知に関して必要な条件を付することができる。

4 知事は、第1項の審査により、支援金を交付しないと決定したときは、当該申請者に対してその理由を示すものとする。

(申請の取下げ)

第7条 申請者は、前条第2項の規定による支援金の交付決定の通知を受けた場合において、支援金の交付の申請を取り下げようとするときは、別記第3号様式により知事に申し出なければならない。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る支援金の交付決定はなかったものとみなす。

(支援金の取消し及び返還)

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条第2項の交付決定の全部若しくは一部を別記第4号様式により取り消し、又は変更することができる。

一 申請者が、法令、本要綱等又は法令若しくは本要綱等に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

二 申請者が、偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。

三 申請者が、第2条第2項及び第3条に該当する者であることが判明したとき。

四 申請者が、当事業により支援を受けた財産を、知事の承認を受けないで、支援金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。

2 申請者は、第1項の規定により支援金の交付決定が取り消された場合において、支援金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

3 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、申請者の納付した

金額が返還を命ぜられた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた支援金の額に充てられたものとする。

- 4 申請者は、支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額（未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間についてはその納付額を控除した額）につき年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 5 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（検査及び報告）

第9条 知事は、支援金の適正な支出のため、必要に応じて申請者に対し、検査、報告その他必要な措置（以下「検査及び報告等」という。）を求めることができる。

- 2 申請者は、検査及び報告等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月17日から施行する。

別表（第4条関係）

支援金対象経費	交付上限額	支援金対象経費の 遡及適用日																		
<p>1 宿泊事業者が感染拡大予防ガイドライン等に定める基準等に対応するために実施する感染拡大防止対策に必要となる設備、機器、必需品等の導入、専門家による感染症防止対策に係る検証等に要する経費</p> <p>2 宿泊事業者が実施するマイクロツーリズム、ワーケーション等に対応したコンテンツの開発、施設改修や非接触チェックインシステムの導入等新たな需要に対応するための取組に要する経費</p>	<p>1 一宿泊施設あたりの上限額は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="528 488 1082 869"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="528 488 887 555">区分</th> <th data-bbox="887 488 1082 555">上限額</th> </tr> <tr> <th data-bbox="528 555 708 611">客室数</th> <th data-bbox="708 555 887 611">従業員数</th> <th data-bbox="887 555 1082 611"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="528 611 708 678">9室以下</td> <td data-bbox="708 611 887 678">9人以下</td> <td data-bbox="887 611 1082 678">50万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 678 708 745">10～29室</td> <td data-bbox="708 678 887 745">10～29人</td> <td data-bbox="887 678 1082 745">100万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 745 708 813">30～49室</td> <td data-bbox="708 745 887 813">30～99人</td> <td data-bbox="887 745 1082 813">300万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 813 708 869">50室以上</td> <td data-bbox="708 813 887 869">100人以上</td> <td data-bbox="887 813 1082 869">500万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 区分については客室数を基本とするが、宿泊事業者の実情により、従業員数の区分を選択して申請することも可能とする。</p>	区分		上限額	客室数	従業員数		9室以下	9人以下	50万円	10～29室	10～29人	100万円	30～49室	30～99人	300万円	50室以上	100人以上	500万円	<p>令和2年5月14日</p>
区分		上限額																		
客室数	従業員数																			
9室以下	9人以下	50万円																		
10～29室	10～29人	100万円																		
30～49室	30～99人	300万円																		
50室以上	100人以上	500万円																		

※留意事項

- 各経費について、国、地方公共団体、その他団体等の支援を受けて実施した感染防止対策等に要する経費は除く。
- 対象経費に消費税額は含まれない。

千葉県宿泊事業者による感染防止対策等支援金申請書兼実施報告書

千葉県宿泊事業者による感染防止対策等支援金交付要綱第2条の対象者に該当するため、同要綱第5条の規定に基づき、支援金を申請します。なお、下記記載事項及び添付書類の内容については事実と相違ありません。

また、同要綱第6条の規定に基づき支援金の交付が決定した場合、下記口座へ振込をお願いします。

令和 年 月 日 所在地

千葉県知事 様

申請者 名称

代表者
記

1 申請者の情報

申請事業者名 〔法人名又は 個人事業主名〕	フリガナ 名称										
申請者の種別	選択	法人	法人番号								
		個人事業主	住所(※1)					生年 月日	M・T S・H		
担当者 〔本申請に係る 連絡先※2〕	フリガナ						電話				
	氏名						メールアドレス				
	住所										

上記内容に修正が生じた場合には、速やかに再提出してください。

※1 個人事業主の「住所」は添付の本人確認資料記載の住所としてください。

※2 不備の連絡は担当者あてメールもしくは電話で行います。

2 支援を申請する宿泊施設の情報

旅館業営業許可番号	屋号（店舗名）
店舗所在地	電話番号
千葉県	
客室数	従業員数（従業員数の区分による申請を行うときのみ）

3 支援申請金額

【支援希望額】

円

（注）裏面の宿泊施設区分ごとの支援上限額を超えないこと

（以下、枠内を記載してください）

【支援対象経費について】 支援対象経費を記載 円 <input type="checkbox"/> にチェックしてください <input type="checkbox"/> 要領記載の感染防止対策等に係る経費のみ含まれることを確認し、既に他の補助金等の支援を受けている際は、その詳細が確認できる書類も併せて提出します。 支援対象経費の支出期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	【初めての申請の場合】 <input type="checkbox"/> にチェックしてください <input type="checkbox"/> 今回が初めての申請です。 【第1期も申請している場合】 <input type="checkbox"/> にチェックしてください <input type="checkbox"/> 第1期にも申請しています。 交付決定済額を記載してください 円
---	--

第1期（申請期間：令和3年7月15日から令和3年10月14日まで）に申請いただいている方は以下の「4振込先情報」の記載を省略することができ、また裏面添付書類の「6振込先口座を確認できる書類」の添付を省略できます。

省略する場合は確認のため下記にチェックをお願いします。

私は千葉県宿泊事業者による感染防止対策等支援金（第1期）申請済みのため、添付書類を省略し、支援金（第1期）で申請した口座に振り込みを行うことに同意します。

4 振込先情報（当該通帳の写しを添付してください。なお、添付を省略できる場合は記載不要です。）

金融機関名	金融機関コード	(4桁) ※3
本・支店名	支店コード	(3桁) ※3
預金種別 1：普通 2：当座 (いずれかを○で囲んでください)	口座番号(※1)	(7桁)
口座名義人(※2,3) (通帳見開き) カタカナで記載	サマ	

※1 口座番号が6桁以下の場合、はじめに「0」を記載してください。

※2 口座名義人は、申請者が法人の場合は、当該法人名義、個人事業主の場合は本人名義に限ります。

※3 通帳見開きの記載内容を誤りなく転記。間違いがあると振込エラーとなるため、入金まで時間を要します。

感染防止対策等を行った施設が複数ある場合は、施設ごとに本書を作成の上、申請してください。

添付書類

- 提出する前に内容を確認の上、下記の「添付」欄に必ずチェックを入れてください！
- 第1期に申請した方は、一部の申請書類を省略することができます。
- 添付を省略した場合は審査が円滑に進むよう「省略」欄に必ずチェックを入れてください！

	添付	省略
1 誓約書【県様式】 (※) 誓約書の最下部にある所在地、名称及び代表者名などの欄は、必ず自署でお願いします。	<input type="checkbox"/>	/
2 旅館業営業許可書の写し (※) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む方は申請できません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 客室数又は従業員数が確認できる書類の写し (※) 令和2年5月14日時点を基準日とします。 (※) 令和2年5月14日以降に開設した宿泊施設は、開設日を基準日とします。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4 対象経費に関する領収書等の写し (※) 領収書等とは：日付・商品名又はサービス名・金額等の取引内容と、発行元が確認できる書類。 (※) 対象経費が既に他の補助金等の支援を受けている際は、それを確認できるものも提出して下さい。 (対象経費から他の補助金等の支援額を除いた金額が支援対象経費になります。)	<input type="checkbox"/>	/
5 第1期での交付決定通知書の写し (※) 初めての申請の場合は、省略にチェックしてください。 (※) 第1期で支援を受けた方が第2期で申請するときのみ提出して下さい。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6 振込先口座を確認できる書類(通帳の写し等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7 役員等名簿【県様式】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8 【個人事業主の場合】 本人確認書類の写し(運転免許証、パスポート等)	<input type="checkbox"/>	/
9 アンケート【県様式】 (※) 初めての申請の場合は、必ず提出してください。 (※) 第1期で提出した方が第2期で申請するときは省略できます。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※申請書類に不備があったり、判読が困難(コピーが薄い、文字や数字が読みにくい等)であったりする場合には、申請をいただいた後、確認をしたうえで、再提出等をお願いすることになり、支給までに相当な時間を要することがあります。申請前にもう一度、提出する書類の確認をお願いします。

※書類の散逸を防ぐため、提出書類はすべてA4サイズとするか、A4用紙に貼付してください。

○支援上限額の区分

支援金は、予算の範囲内において、一宿泊施設当たり、次に掲げる額を上限とし、感染防止対策等に要する経費の1/2以内の額を給付します。(区分については客室数を基本としますが、申請者の実情により、従業員数の区分を選択して申請することも可能です。)

※上限額は、第1期支援額と第2期支援額の合計です。

区分		上限額
客室数	従業員数	
9室以下	9人以下	50万円
10～29室	10～29人	100万円
30～49室	30～99人	300万円
50室以上	100人以上	500万円

令和 年 月 日

様

千葉県知事 熊谷俊人

千葉県宿泊事業者による感染防止対策等支援金
交付決定通知書

令和 年 月 日に申請のありました、千葉県宿泊事業者による感染防止対策等支援金については、千葉県宿泊事業者による感染防止対策等支援金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり交付することが決定したので通知します。

なお、知事が交付要綱第8条第1項の規定に基づき、交付決定の取消又は変更を行い、支援金の返還を命じた際は、同要綱第8条第2項の規定に基づき、加算金と併せて納付して下さい。

申請日	
支援対象施設	
交付額	
振込予定日	
備考	

第3号様式（第7条）

支援金交付申請取下げ書

令和 年 月 日

千葉県知事 様

申請者 所在地

名 称

代表者名

連絡先

千葉県宿泊事業者による感染防止対策等支援金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり取下げます。

なお、支援金交付済の場合は、指示に従い、速やかに返還いたします。また、提出済みの書類に関しては返却を求めません。

申請日	
取下げ宿泊施設	
交付決定日	
交付済額	
取下げ理由	

令和 年 月 日

様

千葉県知事 熊谷俊人

千葉県宿泊事業者による感染防止対策等支援金
交付決定取消・変更通知書

令和 年 月 日に通知しました、千葉県宿泊事業者による感染防止対策等支援金交付決定通知書については、千葉県宿泊事業者による感染防止対策等支援金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、交付決定を取消・変更することを決定したので通知します。

なお、知事が交付決定の取消により返還を命じる支援金は、同要綱第8条第2項の規定に基づき、加算金と併せて納付して下さい。

交付決定日	
取消対象施設	
納付額	(取消・変更交付額) (加 算 金)
納付期日	
取消・変更理由等	